

右の御書頂戴の後、安房・山城御仕置の伺事に、兩人共小松へ罷出、御前へ出づる處、兩人に禮を申度事有之候へども、使を以可申入事に無之故、逢候て禮を申度、いつぞや金澤城中へ石を取りに佃源太左衛門遣し候處に、越不申候。兩人共に能きものと思ひ、筑前へ遣し候へども、是程迄とは不申候。筑前より不申渡候は、越中間敷と申段、尤大悦に思召段御意被成候。兩人難有存、山城は涙を流し、安房は左様に思召候哉と申候。何茂振廻返し候へ由御意にて、御料理頂戴罷歸。とあり。按ずるに、右は利常卿小松城へ隠居し給うて、慶安元年に小松腹鳴に花園を設け、大亭を造營、自ら出で給うて指法を命ぜられしと三壺記等に見ゆれど、光高卿は既に是よりさき正保二年四月五日逝去なれば、夫れより以前の事なるべし。但し右の事件、一本微妙公夜話録には、金澤城本丸に有之石の内、庭石に御望みにて、瀧長兵衛に被仰付取りに被遣。長兵衛人足召連罷越處、石川門の番人共承知致さず。本多・横山兩大老へ達しけるに、筑前様の御意なくては、城中草木の葉とても、私には難指上旨申すに付、長兵衛罷歸其段言上す。安房

山城飛脚を以て、此旨江戸へ言上するに、筑前様御書被成下、中納言殿御用とあらば、譬ひ大手石垣のかど石にても、櫓を壊ちて可指上との御文言にて、端書に。

芦の葉をふくめる雁の聲立て、

おろかなる子は親のわづらひ

一作したがはぬ子とあり。といへり。又可觀小説には、金澤城大手櫓臺石垣の内大石一つ、小松の御城に御用候とて、御使者人夫召具し取りに参り候。本多政重・横山長知執政として御留守相勤む。兩人承候て、御城石垣の儀は不存寄儀也。少將様の御意無之ては難相渡旨申聞。其趣を東都へ申上ぐるに、兩人へ自筆の御書被下、中納言様御年寄らせられ候へば、如何様の事にても御心にさらはぬやうにとて、御書の端に古歌のよしにて一首書き載せ給へり。

芦の葉をおとせば雁の聲ぞする

すなほなき子は親のわづらひ

按ずるに、右一本夜話録に據るに、大手櫓臺の石垣の大石など、追々過聞せしもの也。

○玉泉院丸氷室

此の氷室は、舊藩中は藩侯の召上がらるゝ氷雪を貯ふる室にて、玉泉院丸の築山の麓に、二間に四間許の穴藏を造り、戸室石にて積み立てたり。右氷室は手足輕の主附にて、毎歲嚴寒の頃清潔なる積雪を箱詰になし、此の室に納め、夥多の雪を集め箱の廻りを詰め置き、六月朔日に取出し指上ぐる例なりしと云ふ。右氷室は、舊藩五世參議綱紀卿の時命ぜられたる處にて、其の以前は加州石川郡倉谷より進獻すといへり。三州地理志に、倉谷舊記曰、天正十一年六月朔、倉谷村始獻氷雪。按ずるに今年石川・河北兩郡豐主賜高徳公入金城祝之狀、賜青銅一貫文云々。其後造氷室於城中故。元祿六年止、と見え、可觀小説には、倉谷村より氷を獻する事、天正十二年高徳公與佐々成政合戰の節、倉谷村の百姓陣屋の大鑊・杣人役等勤るに付、印書を以て諸役免許せらる。依之其御禮として、六月朔金澤城内へ始めて氷を獻じけり。爲養美青銅二貫文を賜はる。微妙公寛永二年にも、任先例印書を賜はる。右兩通の印書、今高坂村の民家にあり。倉谷村には、其寫を持ち傳へたり。夫れより以來毎歲獻納せし處、元祿五年以來御用無之旨命下りて止み

ぬ。といへり。改作所舊記に載せたる元祿十六年正月倉谷村二又村肝煎連名の書付には、倉谷四ヶ谷村より氷上げ申す始は、大納言様天正十二年五月十日に、諸役御免之御印頂戴仕るに付、爲御禮同年六月朔日氷指上候處、如何之儀に而氷獻上仕候哉と御尋故、今日之御祝に指上申旨御請仕る。夫れより毎年上げ來候由承傳仕る。と記載す。されば前顯三州地理志に引證せる倉谷舊記に、初めて進獻せし事を天正十一年六月朔となし、高徳公金澤入城の祝狀と載せたるは誤なり。倉谷四ヶ谷村は、土屋義休の大路水經に、奥に二俣村・倉谷村、口に見定村、日尾村あり。右四ヶ村より、毎年六月朔日氷室の氷を金府城へ獻する例也。といへり。此の四ヶ村は、犀川の水源なる深山幽谷の僻邑にて、惣名を倉谷と呼べり。加賀古跡考に、倉谷の氷室は、先君此邊御領地となりしよりこのかた、毎年六月朔日此四ヶ村より氷を獻すれば、料足四百疋を賜はる恒例なりしに、元祿年間財用勘略の評議起りて半減を賜はる事に成りしが、又其翌年よりは彌、省略の沙汰にて、纔に日儲錢を賜はるのみとなり、其後城郭の中に氷を貯ふる事となりて、いつ